書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第５８２号

熊本県宇城市不知火町柏原50番地
破産者　郷　　義昭
異議申述期間　平成23年11月28日まで
平成23年10月６日
熊本地方裁判所民事第１部

免責審尋期日

平成２３年（フ）第１００９２号

東京都新宿区西新宿８丁目４―15―401、住民票上の住所東京都世田谷区用賀２丁目12―22　イイダアネックス５　202
破産者　森下　信夫
審尋期日　平成23年12月14日午前11時
平成23年10月４日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２３年（再）第７２号

青森県弘前市大字富田町191番地
再生債務者　株式会社弘前進学学院
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区九段北４丁目１番３号飛栄九段北ビル10階　ＬＭ法律事務所　弁護士　本山　正人
平成23年10月４日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２３年（再）第７１号

東京都中央区日本橋小網町18番11号、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区上落合２丁目28番７号
再生債務者　シルバー精工株式会社
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後２時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月１日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年12月６日から平成23年12月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２３年（再）第４９号

東京都渋谷区渋谷１丁目３番９号　東海堂渋谷ビル
再生債務者　株式会社アイ・ピー・ジー・アイ
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　減少する資本金の額　１億2209万7558円
２　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定が確定した日
平成23年10月３日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第４６号

静岡県沼津市西沢田263番地の１
再生債務者　サンレックス株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成23年９月27日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年11月22日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年11月14日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年11月８日
平成23年10月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第４８号

東京都世田谷区上祖師谷１丁目17番７号　スカイハイツ上祖師谷206
再生債務者　茂木　博男
１　決議に付する再生計画案　平成23年９月16日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年11月８日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年10月31日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年10月25日
平成23年10月４日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２３年（再）第２１号

鳥取市富安２丁目70番地
再生債務者　株式会社ナカニシ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年10月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第４２号

千葉県茂原市高師770番地
再生債務者　田中　豊彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年10月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第２号

兵庫県西宮市山口町名来字中西山1225番地の１
再生債務者　株式会社ネオ・ダイキヨー自動車学院
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年10月４日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

再生手続終結

平成２０年（再）第７号

東京都千代田区神田富山町26番地３
再生債務者　サンマルイ株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年10月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第１３号

栃木県那須塩原市鍋掛1085番地820
再生債務者　株式会社ダルマフーズ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年10月３日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１１１号

兵庫県西宮市神原15番55―306号
再生債務者　山崎　憲宣
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月25日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月１日から平成23年11月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２３年（再イ）第１３９号

埼玉県川口市元郷２丁目15番１―304号　エルザタワー55
再生債務者　木場　克彦
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月26日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月９日から平成23年11月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第２２６号

千葉市緑区平山町469番地の129
再生債務者　志村　俊子
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月26日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月９日から平成23年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係